

町 長		副 町 長		課 長		補 佐		係 長		審 査		設 計 者											
令和8年度			工事名		ふれあいの里 8人用キャビン改修工事																		
東茨城郡城里町大字 上入野 地 内																							
設 計 大 要	ふれあいの里 8人用キャビン改修工事 ・8人用キャビン改修工事 2棟 軒天改修 (8C-9、8C-10)					施工方法		請 負															
						施工期間		自 令和 年 月 日 至 令和 9年 3月 29日															
						延期・中止																	
						起工年月日																	
						完了年月日		令和 年 月 日															
						履行期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日															
						請負人																	
			工事設計書(甲)							城里町													
変 更 理 由																							
費 目			起 工		第 一 回 変 更		第 二 回 変 更		増 △ 減														
起 工 額																							
請 負 に 付 す る 額 又 は 請 負 額																							
工 事 価 格																							
測 量 試 験 費 又 は 工 事 雑 費																							
用 地 及 び 補 償 費																							
消 費 税 相 当 額																							
請 負 決 定 額																							
変更工事価格算定基準 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率($\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の請負に付する額}}$) <table><tr><td>変更積算工事価格</td><td>×</td><td>請負比率</td><td>=</td><td>変更工事価格</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														変更積算工事価格	×	請負比率	=	変更工事価格					
変更積算工事価格	×	請負比率	=	変更工事価格																			

特記仕様書（改修工事）

I 工事概要

1. 工事名 令和8年度 ふれあいの里 8人用キャビン改修工事
2. 工事場所 茨城県東茨城郡城里町上入野 地内
3. 敷地面積 m^2
4. 工事範囲 ※図示による
5. 建物概要

(全体)

建物名称	8C-9	8C-10		
構造	木造 一部 S造	木造 一部 S造		
階数	地上2階 地下階	地上2階 地下階		
建築面積	55.86 m^2	55.86 m^2		
延べ面積	96.84 m^2	96.84 m^2		

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、☐を付けたものを適用する。
 - ☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
 - ☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）
 - ☐ 建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下、「標準詳細図」という。）
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
- (3) 本特記仕様書の表記
 - 1) 項目は、番号に☐の付いたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。
 - ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。
 - 3) 特記事項に記載の[] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 4) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 5) 電気設備工事、機械設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。
- (4) 設計変更等については、水戸市建設工事請負契約書約款第18条から第24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、国土交通省官庁営繕部策定「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」に準ずる。

章	項 目	特 記 事 項
1 各章共通事項	1 適用区分	・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 - 風速 ($V_0 = 32 \text{ m/s}$) - 地表面粗度区分 (・ I ・ II ☒ III ・ IV) ・ 積雪荷重 - H12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域 別表 () ・ 大地震動時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・ $1/200$ ・ $1/150$ ・ $1/120$ ・ 図示 () - 確認箇所 ()
	2 環境への配慮	[1. 4. 1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	3 材料の品質等	[1. 4. 2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥のすべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、

章	項 目	特 記 事 項															
		乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフトレン、吸水調整剤、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた (6)「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたりサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「令和5年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。 (7)(1)から(6)を満たすものが県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。 なお、県産品のうち木材については、県内の森林から合法的に産出された木材を使用することとし、「いばらき優良木材証明制度」に基づく証明書など、県産木材であることが確認できる資料を提出して監督員の承諾を受けることとする。															
4	石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ） ※事前調査を実施する者 特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者 ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</td><td>(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> </tbody> </table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・図示による ・	材料名	定性分析方法	定量分析方法		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)
材料名	定性分析方法	定量分析方法															
	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															

章	項 目	特 記 事 項																						
	5 室内空気中の 化学物質の濃度測定	[1. 7. 9] 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。 採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着／溶媒抽出法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせにより行い、原則として、パッシブ型採取機器により行うこと。 測定対象室は、平成 15 年 4 月 1 日通知「官庁営繕部における平成 15 年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。（指針値は、別紙特記仕様書を参照） <table><tr><td>室の床面積 A (㎡)</td><td>A ≤ 50</td><td>50 < A ≤ 200</td><td>200 < A ≤ 500</td><td>500 < A</td></tr><tr><td>測定箇所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> 室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表 <table><tr><td>室名（測定対象室）</td><td>床面積</td><td>測定箇所数</td></tr><tr><td>アリーナ</td><td>1153. 20 ㎡</td><td>4</td></tr><tr><td>多目的室</td><td>117. 65 ㎡</td><td>2</td></tr><tr><td>事務室・本部室・医務室</td><td>39. 60 ㎡・38. 44 ㎡・ 14. 30 ㎡</td><td>各室 1</td></tr></table> 着工前の測定 ・ 行う ☐ ・ 行わない	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定箇所数	1	2	3	4	室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数	アリーナ	1153. 20 ㎡	4	多目的室	117. 65 ㎡	2	事務室・本部室・医務室	39. 60 ㎡・38. 44 ㎡・ 14. 30 ㎡	各室 1
室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A																				
測定箇所数	1	2	3	4																				
室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数																						
アリーナ	1153. 20 ㎡	4																						
多目的室	117. 65 ㎡	2																						
事務室・本部室・医務室	39. 60 ㎡・38. 44 ㎡・ 14. 30 ㎡	各室 1																						
	6 埋設配管・配線埋設配 管・配線	あと施工アンカー工事 6 章及び 8 章による コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査 ・ 探査機（電磁誘導法又は電磁波レーダー法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示による ・ ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和 47 年労働省令第 41 号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm																						
	7 リサイクルの 優先順位	(1) 発生抑制の徹底 (2) 現場分別の徹底 (3) 再使用の徹底 (4) 再資源化・再生資材利用の徹底 (5) 適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、別紙特記仕様書を参照)																						
	8 発生材の処理等	・ 発注者に引渡しを要するもの ※なし ・ あり 処理方法（ ） ・ 特別管理産業廃棄物 ※なし ・ あり 処理方法（ ） ・ 現場での再利用を図るもの ※なし ・ あり 品 目（ ）																						

章	項 目	特 記 事 項				
9	技能士	[1.7.2]				
		工事項目	技能検定職種	技能検定作業		
		仮設工事	とび	・ とび作業		
		防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業		
		外壁改修工事	左官	・ 左官作業		
			タイル張り	・ タイル張り作業		
			樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業		
			塗装	・ 建築塗装作業		
		建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		
			ガラス施工	・ ガラス工事作業		
			自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業		
		内装改修工事	内装仕上施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 化粧フィルム工事作業		
				建築大工	・ 大工工事作業	
				表装	・ 壁装作業	
				塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業
		耐震改修工事		鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	
			型枠施工	・ 型枠工事作業		
			とび	・ とび作業		
			コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業		
		コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業		
			E-ILシーパ ー施工	・ E-ILシーパ ー工事作業		
		石工事	石材施工	・ 石張り作業		
		舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカ工事作業 ・ 加熱ペイントマシンマーカ工事作業		
		植栽工事	造園	・ 造園工事作業		
		屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業		
			かわらぶき	・ かわらぶき作業		
		10	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。		
		11	既存部分との取合い	工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。		
		12	設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。		

章	項 目	特 記 事 項															
	13 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。これにより難しい場合は監督員と協議する。															
	14 契約直後・施工中の提出書類	提出書類は、契約書、別紙特記仕様書及び工事提出書類（建築工事）による。 上記のほか到来高検査、中間検査に要する写真は、監督員の指示により提出する。															
	15 完成時の提出書類	(1.7.1～1.7.3)（表 1.7.1） 提出書類は、下記及び別紙特記仕様書、工事提出書類（建築工事）による。 （※ 透明書類ケース（390×530×320(mm)程度）に入れて提出する） ※写真 <table><tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>※</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>1</td><td>A4 版</td></tr><tr><td>・</td><td>完成写真（・データ共）</td><td>適宜</td><td>2</td><td>カラー印画紙キャビネ判 アルバム綴じ</td></tr></table> アルバムは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300 程度とする 完成写真（アルバム）の撮影業者 ※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者 ※完成図 ※作成する ・作成しない 提出するもの ・原図 ※製本 1 部 サイズ ・A1 ・A2 ※A3 ※CD-R 又は DVD-R ※完成図 CAD データ（JWW 形式）、 ・完成写真（JPEG 形式） ・維持保全に関する資料（部数 ※1 部） ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数	適用	内容	枚数	部数	備考	※	工事写真	適宜	1	A4 版	・	完成写真（・データ共）	適宜	2	カラー印画紙キャビネ判 アルバム綴じ
適用	内容	枚数	部数	備考													
※	工事写真	適宜	1	A4 版													
・	完成写真（・データ共）	適宜	2	カラー印画紙キャビネ判 アルバム綴じ													
	16 引渡物	※鍵は1カ所につき、3個を1組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。 ※マスター鍵は、1組3個とし、木製及び金属製建具共通とする。 ※スチール製キーボックス															
	17 埋蔵文化財	※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ※掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。 ※掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。															

[illegible]

章	項 目	特 記 事 項																		
	7 仮設間仕切り	[2.3.2] [表 2.3.1]																		
		1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示による ・																		
		2) 仮設間仕切りの種別と材質等																		
		<table><tr><th>種別</th><th>下地</th><th>仕 上 げ（厚さ mm）</th><th>塗 装</th><th>充 填 材</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td rowspan="2">・ 木 ・ 軽量鉄骨</td><td>・ セッコウボ^ㇿード^ㇿ 種類（・ ） 厚さ（※9.5mm ・ mm） ・ 合板</td><td rowspan="2">・ 無し ・ 片面</td><td>ガラスウール 32k ※厚さ 50mm 以 上 ・</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>材種（・ ） 厚さ（※9mm ・ mm） ・</td><td></td></tr><tr><td>※C 種</td><td>単管</td><td>防災シート</td><td></td><td></td></tr></table>	種別	下地	仕 上 げ（厚さ mm）	塗 装	充 填 材	・ A 種	・ 木 ・ 軽量鉄骨	・ セッコウボ ^ㇿ ード ^ㇿ 種類（・ ） 厚さ（※9.5mm ・ mm） ・ 合板	・ 無し ・ 片面	ガラスウール 32k ※厚さ 50mm 以 上 ・	・ B 種	材種（・ ） 厚さ（※9mm ・ mm） ・		※C 種	単管	防災シート		
		種別	下地	仕 上 げ（厚さ mm）	塗 装	充 填 材														
・ A 種	・ 木 ・ 軽量鉄骨	・ セッコウボ ^ㇿ ード ^ㇿ 種類（・ ） 厚さ（※9.5mm ・ mm） ・ 合板	・ 無し ・ 片面	ガラスウール 32k ※厚さ 50mm 以 上 ・																
・ B 種		材種（・ ） 厚さ（※9mm ・ mm） ・																		
※C 種	単管	防災シート																		
3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等																				
<table><tr><th>材質</th><th>仕 上 げ</th><th>塗 装</th><th>設 置 箇 所</th><th>ガラスウール張り</th></tr><tr><td>※木製</td><td>※合板張り程度</td><td rowspan="2">・ 無し ・ 片面</td><td rowspan="2">・ 図示による ・ か所</td><td>・ 有り</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td>・ 無し</td></tr></table>	材質	仕 上 げ	塗 装	設 置 箇 所	ガラスウール張り	※木製	※合板張り程度	・ 無し ・ 片面	・ 図示による ・ か所	・ 有り	・		・ 無し							
材質	仕 上 げ	塗 装	設 置 箇 所	ガラスウール張り																
※木製	※合板張り程度	・ 無し ・ 片面	・ 図示による ・ か所	・ 有り																
・				・ 無し																
8	工事看板	[2.4.1]																		
		※設置する ※別紙特記仕様書による 設置の場所（・ ） 記載事項（※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期 ※施工者） 大きさ（※H900mm×W1800mm 程度 ・ ） ・ 設置しない																		

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

- 1 本工事は、現場代理人の兼務対象工事とする。
- 2 兼務の対象となる工事は、仕様書等で現場代理人が兼務することを認める旨の条件を付したものとす。
- 3 城里町発注工事のほか、工事の場所が城里町内であり、許可が得られたものであれば、他の公共団体等発注の工事であっても兼務することができる。
- 4 現場代理人の兼務は、予定価格が4, 0 0 0万円（税込）未満の工事を2件までとする。ただし、同一現場内の工事に限り3件までとする。
- 5 現場代理人が工事を兼務するときは、あらかじめ「様式第1号（5条関係）現場代理人兼務届」により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。ただし、同一現場内の工事については、連絡員の届け出を必要としない。
- 6 連絡員は、次の条件を満たすものでなければならない。
 - （1）受注者と直接的な雇用関係のある者（当該工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者を含む。）であること。
 - （2）建設業許可における営業所ごとの専任技術者又は経営管理責任者でないこと。
 - （3）他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員でないこと。
- 7 兼務にあたって、現場代理人は、一方の現場に偏ること無く適切に現場を管理しなければならない。
- 8 作業期間中に現場代理人がほかの工事の兼務のために不在となるときは、連絡員を当該現場に滞在させなければならない。
- 9 兼務に係る工事について、安全管理や工程管理等の施工管理体制に不備が生じた場合は、当該現場代理人の兼務は取り消され、常駐できる現場代理人を選定しなければならない。その後の当該受注者に係る城里町発注工事においては、新たな現場代理人の兼務を4か月間認めない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

		課 長	課長補佐	係 長	係

年 月 日

現場代理人兼務届

城里町長 様

受注者名

現 場 代 理 人	氏名	連絡先
-----------	----	-----

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人を兼務します。

なお、兼務する双方の工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理、工程管理等万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の取消しをされてもいかなる異議を申しません。

1	現在契約している工事	工 事 名			
		工 事 場 所			
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
		請 負 金 額			
		連 絡 員	氏名	連絡先	

2	□現在契約している工事 □新たに兼務をする工事	工 事 名			
		工 事 場 所			
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
		請 負 金 額			
		連 絡 員	氏名	連絡先	

3	新たに兼務をする工事	工 事 名			
		工 事 場 所			
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
		請 負 金 額			
		連 絡 員	氏名	連絡先	

☐ 連絡員は、建設業許可における営業所の専任技術者、経営管理責任者、又は他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員ではありません。

☐ 同一現場内の工事のため、連絡員の届け出は行いません。

年 月 日

◎ 現場代理人を兼務することを承認します。

会社名

代表者名 様

城里町長 印

※ 添付書類：上記全ての工事に係る位置図、工程表及び連絡員の雇用関係を証明するもの。
□箇所については、該当する項目に☑をすること

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	令和8年度 ふれあいの里 8人用キャビン改修工事						
A	直接工事費		1.0	式			
B	共 通 費		1.0	式			
	合 計						
	工事価格						
	消費税相当額						
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A	直接工事費						
I	建築改修工事		1.0	式			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B	共通費						
I	共通仮設費		1.0	式			
II	現場管理費		1.0	式			
III	一般管理費等		1.0	式			
	計						

令和8年度 ふれあいの里 8人用キャビン改修工事
《参考数量内訳書》

※この参考数量内訳書の数量は、公共建築工事積算基準及び建築数量積算基準・解説に基づいた設計数量を原則とした参考であり、計画数量及び所要数量を示したものではありません。
又、摘要欄は設計図書の一部として設計図を補完するものです。

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	直接工事費計						
I -1	建築改修工事	(8C-9棟)	1.0	式			
I -2	建築改修工事	(8C-10棟)	1.0	式			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I -1	建築改修工事	8C-9棟					
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	軒天改修工事		1.0	式			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設工事						
	外部足場	枠組本足場(手すり先行方式)建地幅600	256.0	m ²			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	軒天改修工事						
	軒天カバー	ガルバリウムスパンドレル貼り t=0.5mm 廻り縁、ジョイナー共	26.0	m ²			
	材料搬入費		1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I -2	建築改修工事	8C-10棟					
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	軒天改修工事		1.0	式			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設工事						
	外部足場	枠組本足場(手すり先行方式)建地幅600	253.0	m ²			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	軒天改修工事						
	軒天カバー	ガルバリウムスパンドレル貼り t=0.5mm 廻り縁、ジョイナー共	26.0	m ²			
	材料搬入費		1.0	式			
	小 計						

ふれあいの里
8人用キャビン改修工事

数 量 計 算 書

令和 8 年度

I 改修工事(8C-9)拾い書

[illegible]

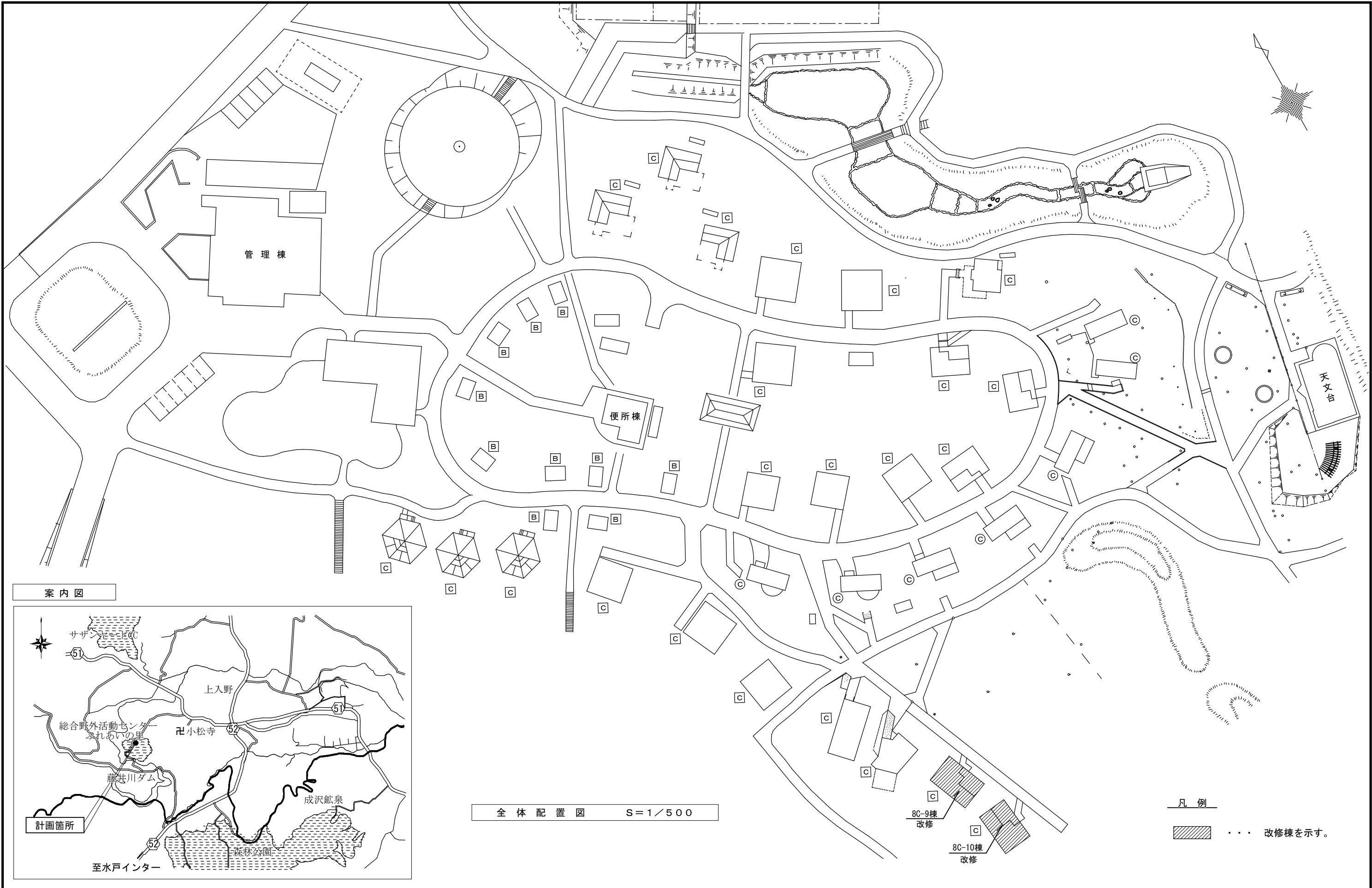
I 改修工事(8C-10)拾い書

[illegible]

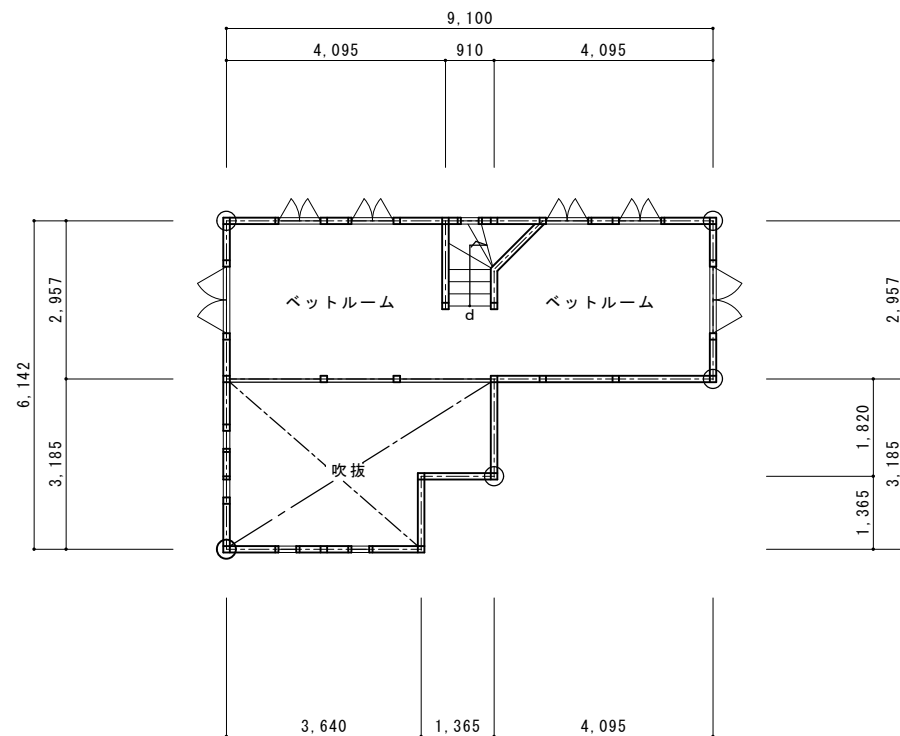
令和 8 年度

ふれあいの里 8 人用キャビン改修工事

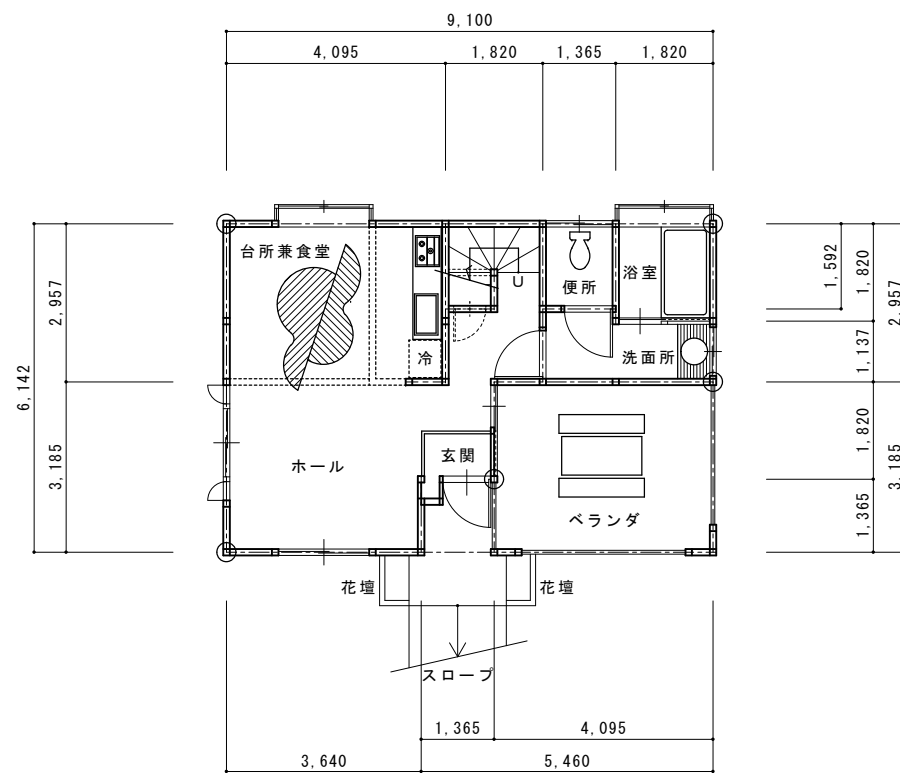
城里町



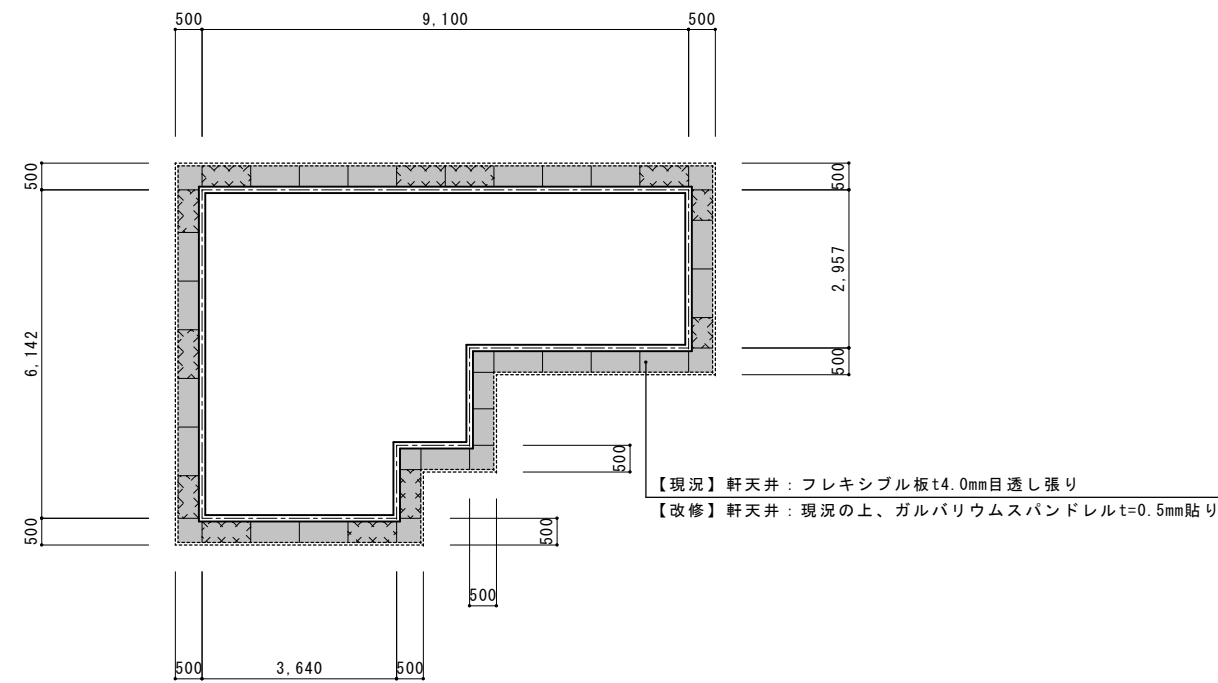
			承認設計担当	縮尺 A2→S=1/500 A3→71%縮小 設計年月日 R08.10	工事名称 令和8年度 ふれあいの里 8人用キャビン改修工事	No. D-01
					図面名称 配置図・案内図	



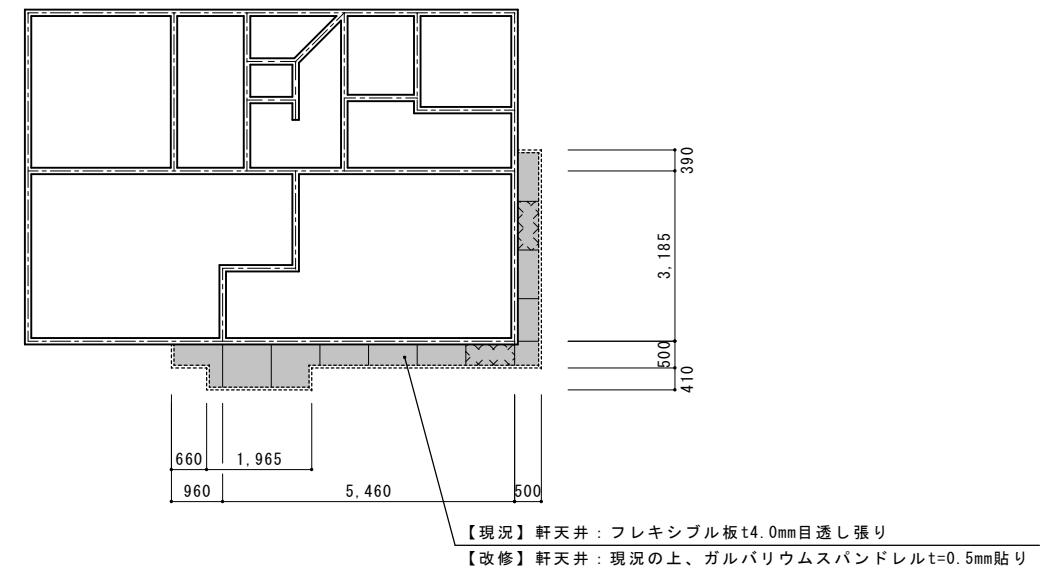
2 階 平 面 図 S=1/100



1 階 平 面 図 S=1/100



2 階 天 井 伏 図 S=1/100



1 階 天 井 伏 図 S=1/100

承	認	設	計	担	当

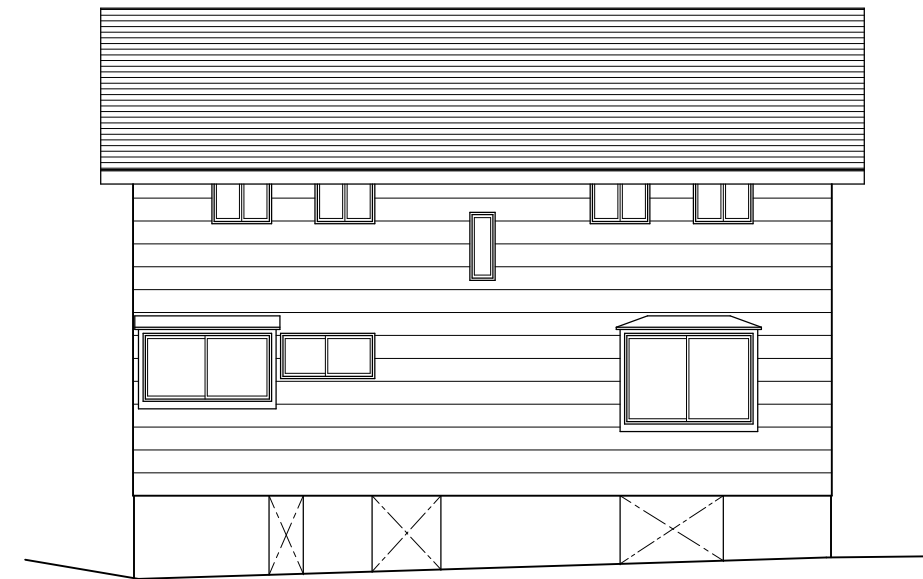
縮 尺
A2→S=1/100
A3→71%縮小
設計年月日
R08.10

工事名称	令和8年度 ふれあいの里8人用キャビン改修工事
図面名称	平 面 図 ・ 天 井 伏 図 (8C-9)



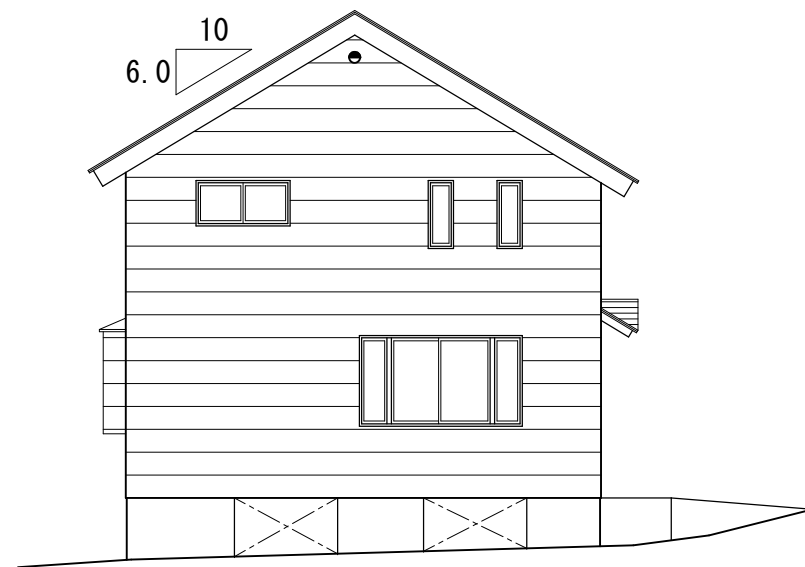
南側立面図

S=1/100



北側立面図

S=1/100



西側立面図

S=1/100



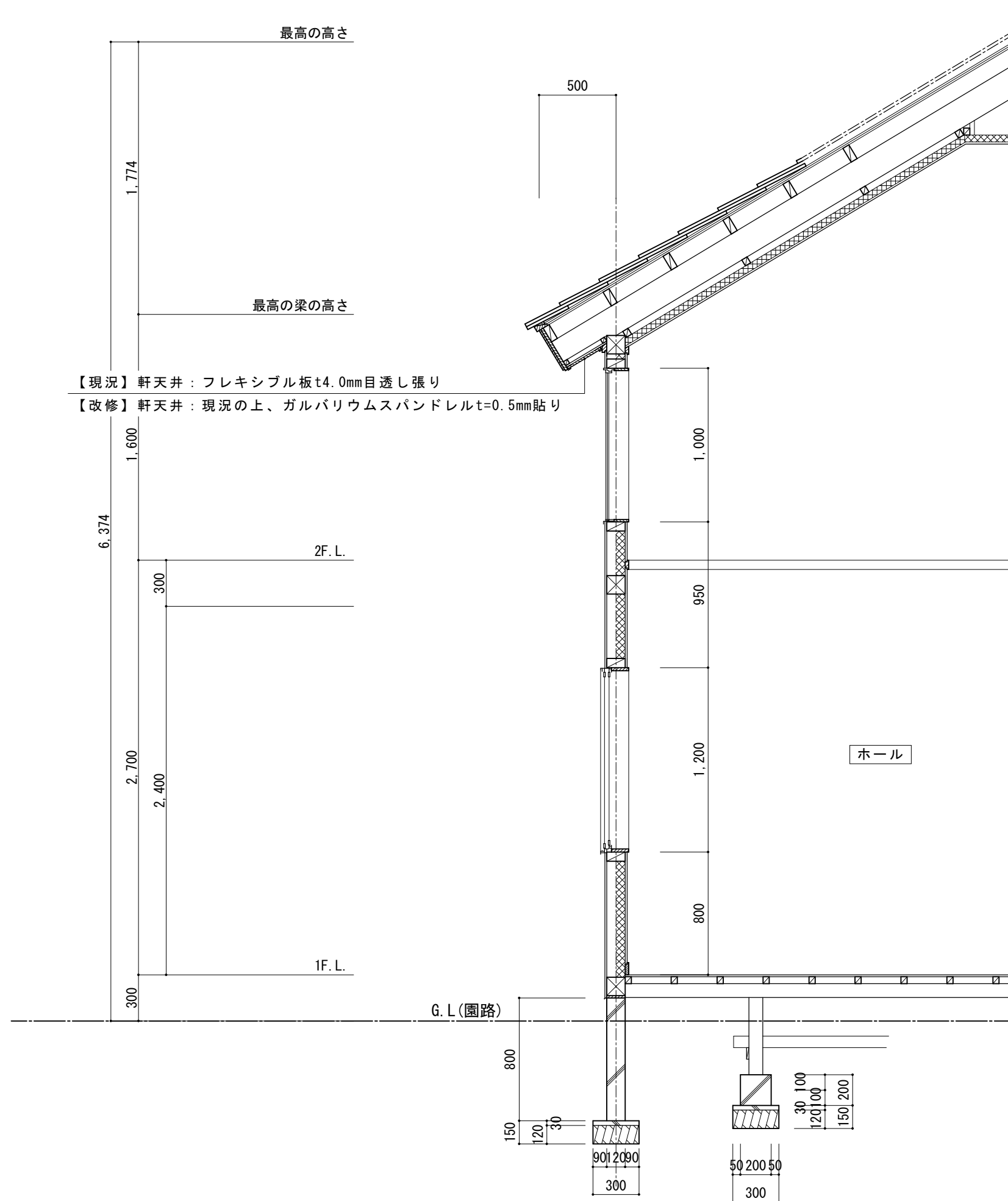
東側立面図

S=1/100

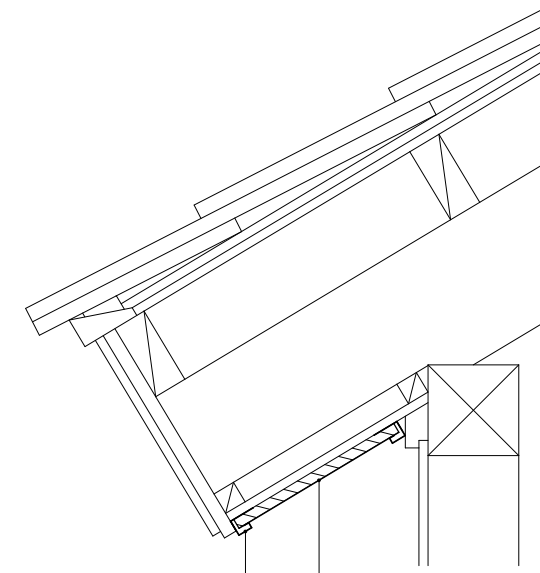
承	認	設	計	担	当

縮 尺
A2→S=1/100
A3→71%縮小
設計年月日
R08.10

工事名称	令和8年度 ふれあいの里8人用キャビン改修工事
図面名称	立面図(8C-9)



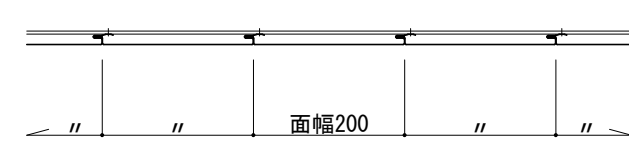
標準断面 (1)



[改修] 廻り縁：仕上げ同材

[改修] 軒天井：現況の上、ガルバリウムスパンデルt=0.5mm貼り

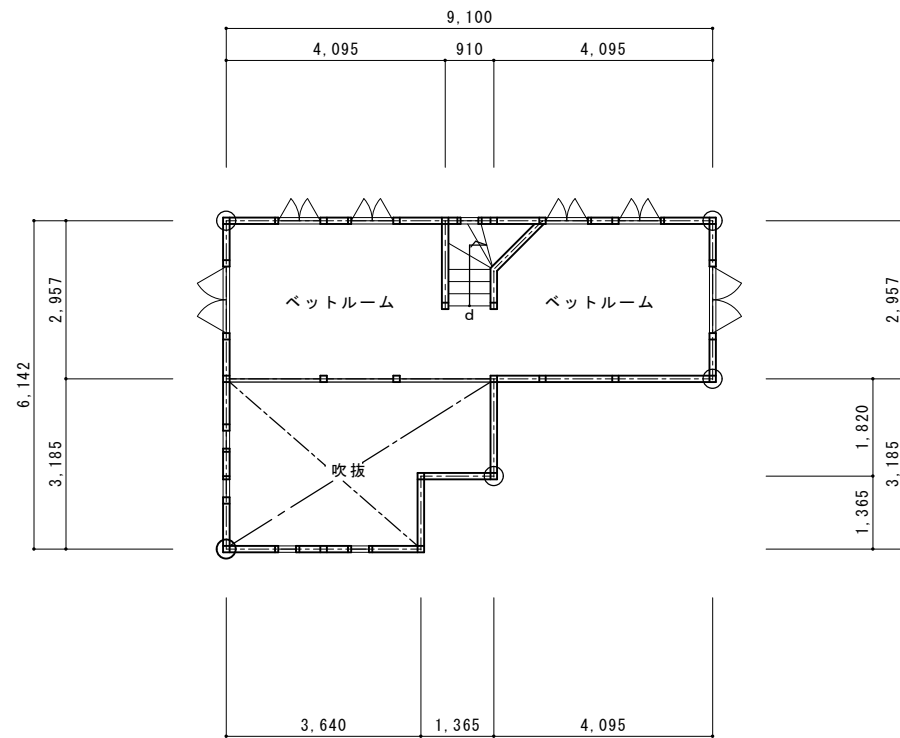
標準断面 (2)



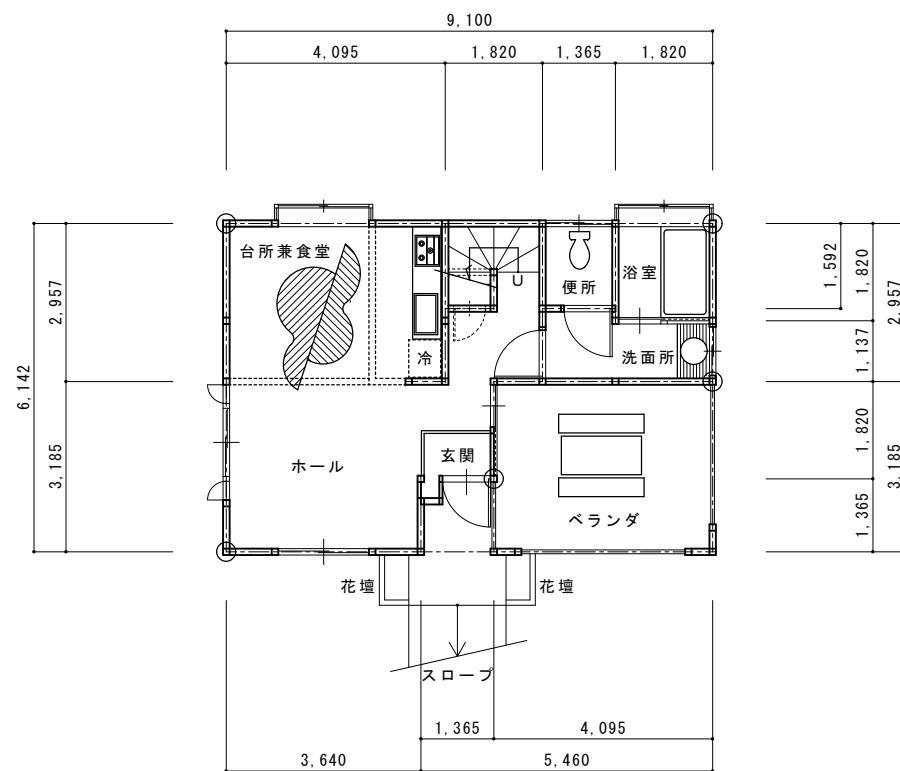
軒天井詳細図 S=1/10

矩計図 S=1/30

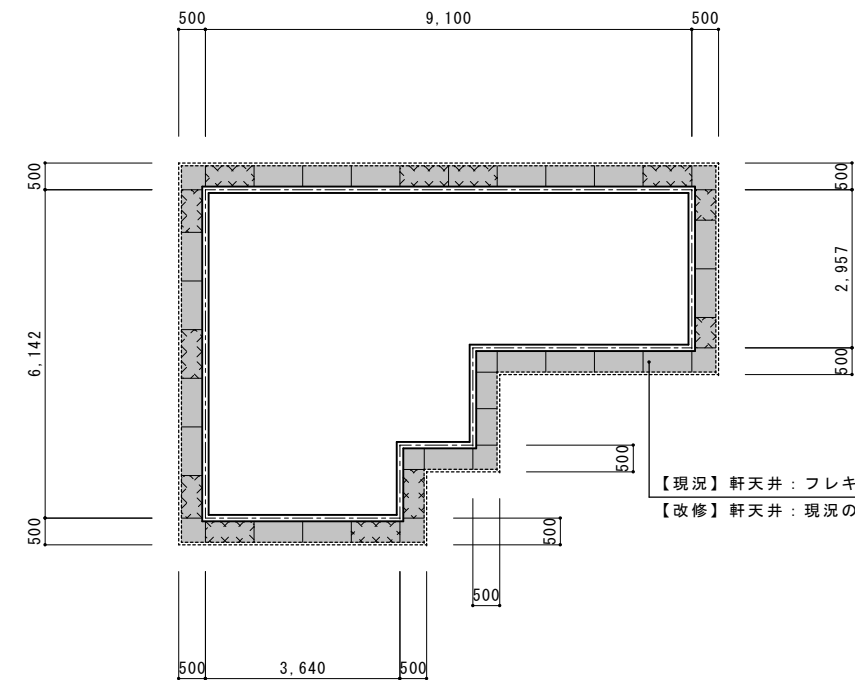
承認	設計	担当	縮尺 A2→S=1/10・30 A3→71%縮小 設計年月日 R08.10	工事名称	令和8年度 ふれあいの里8人用キャビン改修工事	No. D-04
				図面名称	矩計図 (8C-9)	



2 階 平 面 図 S=1/100

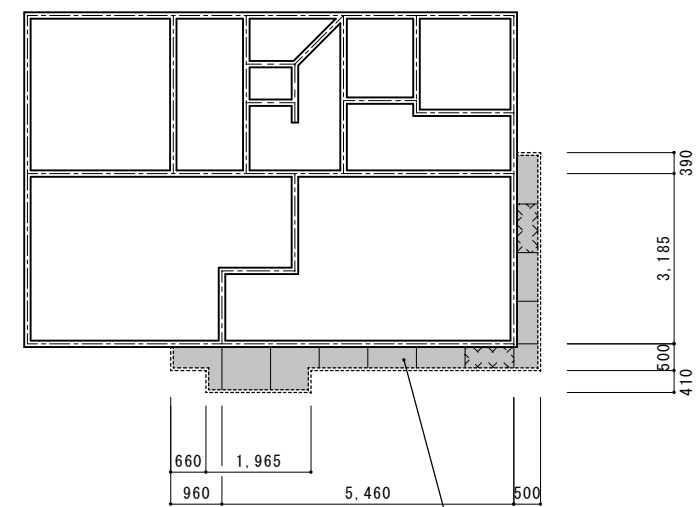


1 階 平 面 図 S=1/100



【現況】軒天井：フレキシブル板t4.0mm目透し張り
【改修】軒天井：現況の上、ガルバリウムスパンデルt=0.5mm貼り

2 階 天 井 伏 図 S=1/100



【現況】軒天井：フレキシブル板t4.0mm目透し張り
【改修】軒天井：現況の上、ガルバリウムスパンデルt=0.5mm貼り

1 階 天 井 伏 図 S=1/100

承 認 設 計 担 当

縮 尺

A2→S=1/100

A3→71%縮小

設計年月日

R08.10

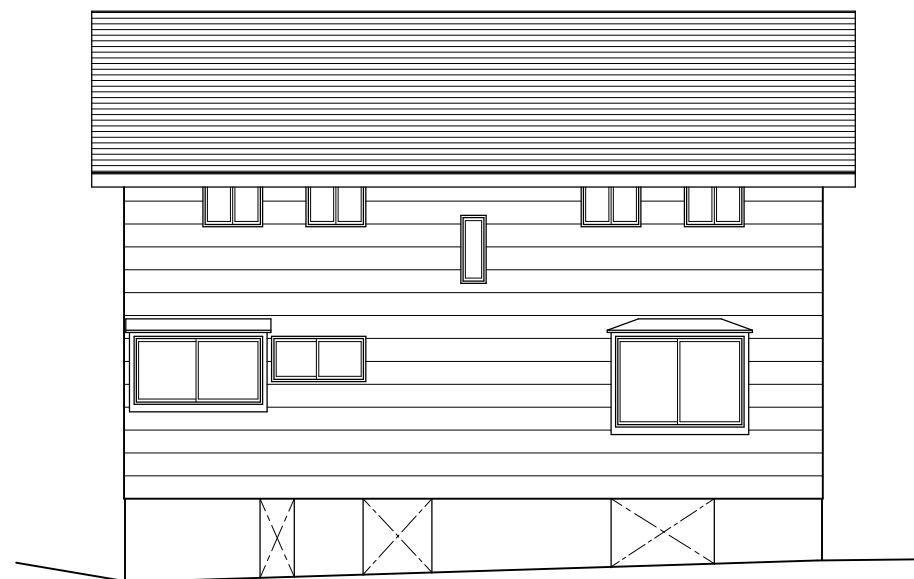
工事名称 令和8年度 ふれあいの里 8 人用キャビン改修工事

図面名称 平 面 図 ・ 天 井 伏 図 (8C-10)



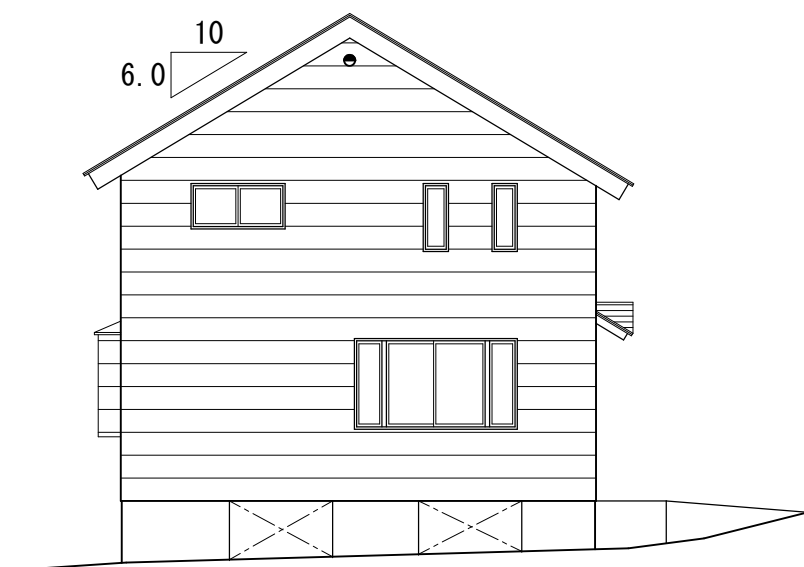
南側立面図

S=1/100



北側立面図

S=1/100



西側立面図

S=1/100



東側立面図

S=1/100

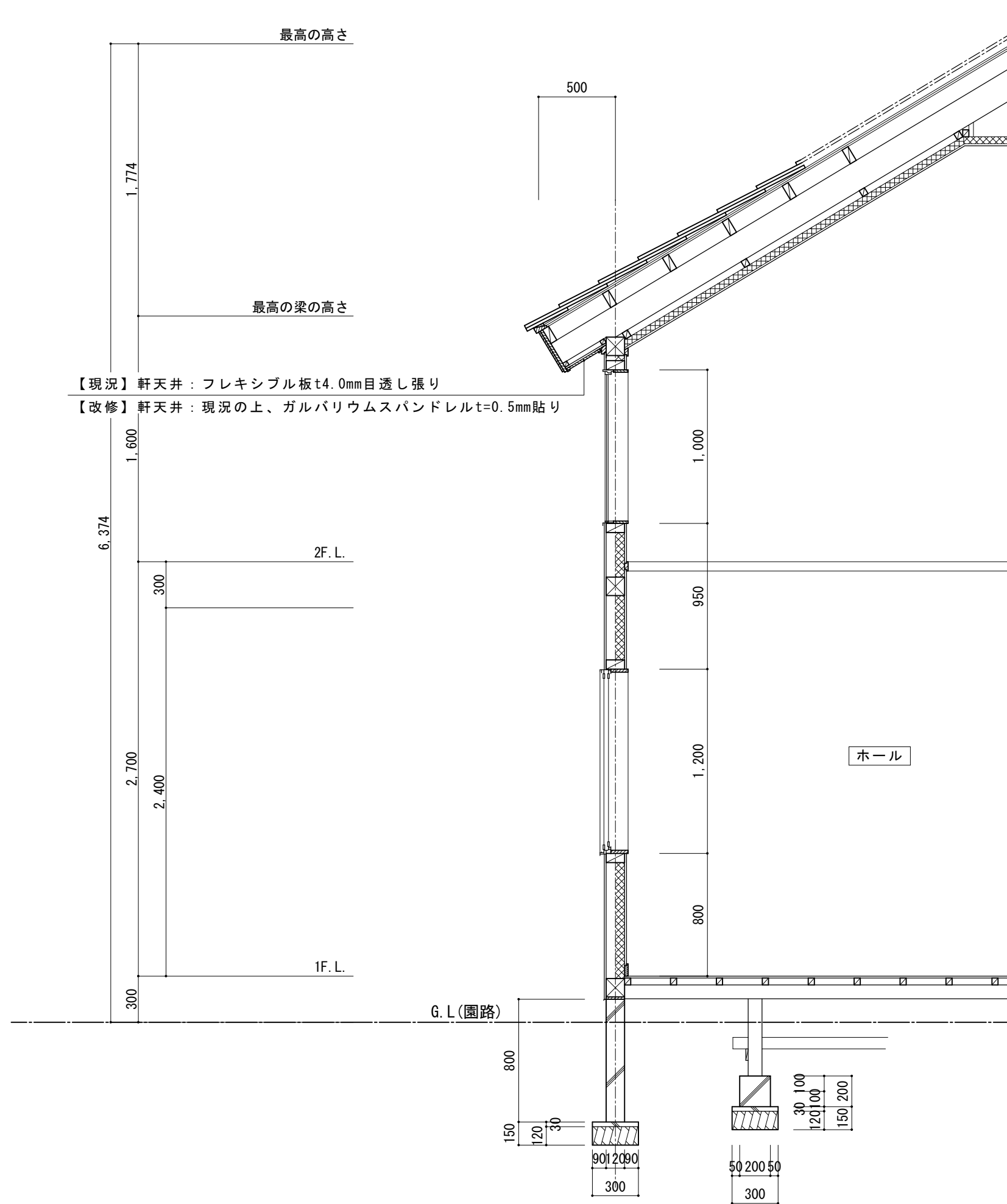
承認設計担当

縮尺
A2→S=1/100
A3→71%縮小
設計年月日
R08.10

工事名称 令和8年度 ふれあいの里8人用キャビン改修工事

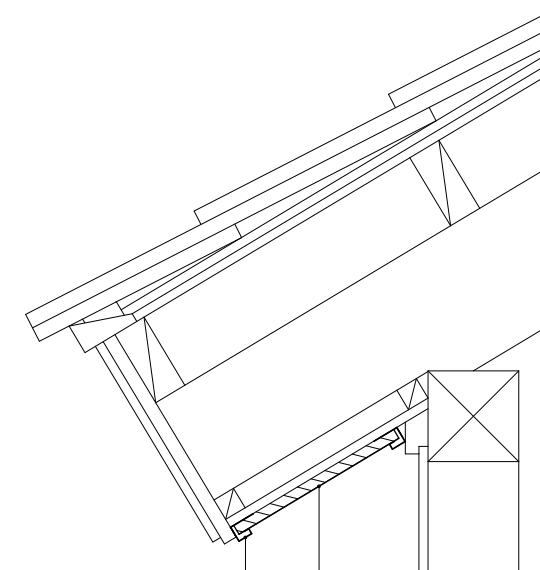
図面名称 立面図(8C-10)

No. D-06



【現況】軒天井：フレキシブル板t4.0mm目透し張り
【改修】軒天井：現況の上、ガルバリウムスパンドレルt=0.5mm貼り

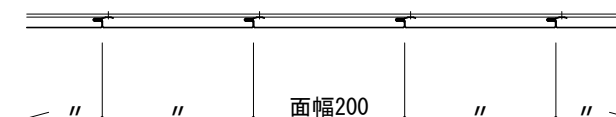
標準断面 (1)



〔改修〕廻り縁：仕上げ同材

〔改修〕軒天井：現況の上、ガルバリウムスパンドレルt=0.5mm貼り

標準断面 (2)



軒 天 井 詳 細 図

S = 1 / 1 0

矩 計 図

S = 1 / 3 0

承 認 設 計 担 当	縮 尺 A2→S=1/10・30 A3→71% 縮小 設計年月日 R08.10	工事名称	令和8年度 ふれあいの里 8 人用キャビン改修工事	No. D-07
		図面名称	矩 計 図 (8C-10)	